

特集 《知財教育》

# 高等教育機関の知財教育普及に に向けた実践報告 ～組織的な実践事例と留意点



帝京大学法学部 教授 木村 友久

## 要 約

山口大学は、知的財産センターに知財管理部門と教育専門で業務を担当する知財教育部門の2組織が設置されている。2015年7月30日の文科大臣認定「教職員の組織的な研修等の共同利用拠点（知的財産教育）」により、知財教育システム開発を加速化した。本報告は、当該共同利用拠点認定以前の準備段階の取り組みと認定以降の活動に分けて、全体を俯瞰する形で授業開発経緯の説明と留意点を記述した。科目開発方針として、法律学領域の授業開発も従来と同様に進めながら、それと並行して価値創造の局面を想定した文・理の専門を問わない総合的な科目開発を定めた。これに基づいて具体的な科目開発と特許検索システム等の教材開発を記述した。報告では、初年次全学生知財必修科目、知財情報の分析と活用、種苗法等の特徴的科目を詳細に説明した。併せて、科目開発の成果を元にした他大学への知財教育普及活動の実態と今後の課題を検討した。

## 目次

1. はじめに
2. 山口大学知財教育拠点による組織的科目開発と実践
  2. 1 知財教育拠点認定以前の準備段階
  2. 2 知財教育拠点の科目開発
    - (1) 拠点整備
    - (2) 学部初年次全学必修科目開発
    - (3) 知財展開科目開発
    - (4) 大学院知財必修科目開発
    - (5) 効果測定等
    - (6) BP プログラム
  2. 3 知財教育拠点等による外部への支援
3. 今後の展開とまとめ

## 1. はじめに

高等教育機関における知的財産法教育は、伝統的に法学部あるいは法学研究科で比較法や法解釈を中核に教育方法研究と実践事例蓄積が進められてきた。

一方で、いわゆる知的財産は学生の専門分野を踏まえた活動に密接に関わるものであり、音楽や映像等の文化的価値に着目した財産から、技術的思想である発明、ブランド価値を体現する商標など、多様な財産として社会のあらゆる活動領域に潜在し、創作者だけでなく知的財産の受け手側であってもどこに知的財産が存在しどのように利用できるかという判断と初歩的な対応能力の獲得が求められる。特に、新たな価値を提案・創造する局面では文・理の専門分野を問わず社会人（学生）に求められる必須の能力といえる。例えばYouTuberの活動は個人で制作から発信までを担うことも多く、ある程度の知的財産全般の知識がないと損害賠償請求リスクを放置することになる。企業等の組織的活動も同様であり、企業規模にかかわらず自社内で知財リスクを検討したうえで弁理士や弁護士等の外部専門家と会話をすることも想定される。その際に、初歩的であっても外部専門家と的確な意思疎通ができる能力、あるいは将来想定される訴訟に悪影響を及ぼさない事前の振る舞いを想起できる能力形成が望ましい。

従って、知的財産に対する初歩的な知識獲得と実務能力形成の教育を全学生対象に実施することができると知財対応や価値創造を含めた幅広い事業活動を下支えするものとする。理系学生が音楽著作物の権利関係と若干の流通実務を学んでブロックチェーンやAI技術を活用したこれまでにない着想の音楽配信プラットフォームを構築する、文系学生が特許公報の解釈手法とコーヒーのドリップパック等をテーマとする簡単な発想法演習を経験することで、需要者の意見を参考に課題解決につながる発明をすることが期待できる。このように、文・理の枠を超えた全学生を対象とする知的財産全般の初歩的実務能力までを含む総合的授業内容を検討する試みが報告<sup>(1)(2)</sup>され、具体的には山口大学、三重大学、大阪教育大学、滋賀大学、大阪工業大学等でカリキュラムに落とし込まれ、その他にも技術経営研究科等の専門職大学院における実践事例が存在する。

このタイプの知的財産教育普及を進める順番としては、教育手法開発・教材開発を先行して体系的カリキュラムに添った科目実装をすることが先決であり、その後に効果測定、授業改善、他大学への普及という道筋をたどることになる。筆者前任校である山口大学はこの道筋で知財教育普及を進めており、現時点で知財教育としては唯一の文部科学大臣認定「教職員の組織的な研修等の共同利用拠点（知的財産教育）」（以下、知財教育拠点と表記）を受けて活動を続けている。本報告では、山口大学が組織的に知的財産教育を進めた実践事例の報告、留意点、今後の展開を扱う。山口大学赴任前後の、都城工業高等専門学校と帝京大学において一人で科目開発を進めた実践報告は既報<sup>(3)</sup>を参照していただきたい。本報告は山口大学知的財産センターの組織的取り組みの成果であり、筆者が初期の頃から山口大学知財教育開発に関わった経験を元に山口大学知財センター特命教員（現在）としての視点から山口大学知財センターの知財教育開発の経緯をとりまとめたものである。

## 2. 山口大学知財教育拠点による組織的科目開発と実践

### 2.1 知財教育拠点認定以前の準備段階

知財教育拠点として文科大臣の認定を受けたのは2015年7月30日であるが、それに先行して1997年頃から知財教育の実践や教育方法開発そして知財教育を下支えする教材、特許検索システムの開発を行っている。同時に文科省、特許庁の競争的研究資金に応募して教材開発や特許検索システムのあり方等の研究を進めた。2001年4月に発足した小泉純一郎内閣が国の方針として知財戦略への取り組み強化を掲げ、これが2003年度から経年的に閣議決定を経て策定される知的財産推進計画的に繋がり、文科省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（以下、現代教育GPと表記）や特許庁からの各種競争的研究費が投入された。

【山口大学組織的な知財教育開発の経緯】	
1997年度	大学院社会人特別講座等で知財教育を開始
2002年度前後	工学部長(後に副学長)が知財教育拡充目的で人的リソースを集める。
2003年度	山口大学知的財産センター設立
2003年度	◎文科省…知的財産に関する総合的な評価指標に関する調査研究
2003年度	文科省大学知財本部整備事業申請…知財管理と知財教育の両輪で制度設計。
2004年4月1日	特許庁審判部門長が教授(知的財産センター長)として山口大学に出向
2004年度	◎特許庁…大学等の不実施機関を共有者に含む共同研究契約に関する調査研究
2004年度	◎文科省…産学官連携業績と研究資源配分システムの構築
2005年1月～2月	YUPASS(山口大学特許検索システム)用データをすべて購入してシステム開発に着手
2005年4月1日	専門職大学院山口大学大学院技術経営研究科新規設置
2005年度	◎文科省現代教育GP採択…理工系学生向け実践的知的財産教育(2007年度まで)
2006年度	◎特許庁研究事業…大学における研究者用特許情報データベース活用モデルの構築と検証
2007年度	◎特許庁大学知財研究推進事業…大学研究におけるパテントマップを用いた特許情報の活用についての研究報告書
2007年度	◎文科省現代教育GP採択…教職を目指す学生への実践型知財教育の展開 —学生による指導案と教材の開発及び検証を通じた知財教育の展開(2009年度まで)
2013年4月1日	◎全学生に対する知財教育実質化プログラム等の概算要求予算等
2014年4月1日	学部知財教育の全学生必修化(初年次共通教育として)
2014年度	共通教育センターと密接に連携して大学院教育までの知財教育体系構築
2015年4月1日	大学院知財教育の全学生必修化・学部共通教育知財展開科目の設置
2015年4月1日	国際総合科学部新設…知財展開科目内容を国際総合科学部科目に適用
2015年7月30日	知的財産教育共同利用拠点認定～2028年3月31日まで(2025年9月30日時点)
2019年4月1日	知財展開科目教材の強化
2020年4月1日	英語による授業の充実
2022年4月1日	農業関連の知財教育の充実

図1 組織的な知財教育開発の経緯

図1の◎印から始まる行は山口大学が受託した代表的なプロジェクトであり、知財教育用の教材研究および具体的な教材開発（動画教材を含む）はこれらを利用して加速化している。

2005年度採択の現代的教育ニーズ取組支援プログラム「理工学系学生向け実践的知的財産教育」<sup>(4)</sup>では、理工系学生教育にカスタマイズした知財教育開発を行うものである。工学部学生と理工系大学院生を対象とした、特許事例研究、特許情報のデータマイニング・分析、パテントマップ作成等の教材開発と担当教員用指導書開発を行った。これは学生卒業後の知的財産に関する実践能力育成を目的としている。プロジェクトは、「教材開発プロジェクト」と「教材・教育方法の評価・改善プロジェクト」があり、主として工学部に設置されたMOT教育推進本部の知財教育担当者から構成される教材開発チームが教材モジュールを開発している。評価・改善のための実証授業は「知的財産権論（学部3年生）」「知的財産権特論（博士前期課程1年生）」で実施して、学生理解度評価指標（教材開発と並行して開発）に基づいて報告書を取りまとめている。この時点で理工系学生に特化した教材開発が完了した。

2007年度採択の現代的教育ニーズ取組支援プログラム「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開—学生による指導案と教材の開発及び検証を通じた知財教育の展開—」<sup>(5)</sup>では、教育学部生および教職課程受講生にカスタマイズして初等中等教育用知財教育指導案と実物教材・メディア教材を開発することで知財教育を担当する人材育成に役立てることを目標とした。具体的には、対象学生が教員免許取得教科の学習指導要領と教科書を調査して知財教育と整合性がある箇所を抽出する、その後に対象学生が上記箇所に該当する小中高校生向けの指導案と教材を制作することとした。併せて、指導案および教材制作時における著作権処理の指導も行い、最後に模擬授業、実証授業による教育効果検証を行った。この時点で教職系学生に特化した教材開発が完了した。なお、ここでの成果物の一部は配信<sup>(6)</sup>しており、現在でも教育機関ドメインから動画等が視聴されていることが確認されている。

次に、大学独自の教育・研究用特許検索システム開発について説明する。

印刷公報による特許情報を利用した授業は、都城高専における試行的取り組みとして紹介<sup>(3)</sup>した。現在では、IPDLを経て改良されたJ-PlatPatが無償利用可能なシステムとして大学教育および研究で常用され、予算に余裕があれば商用の特許検索システムを利用することが一般的である。学生が演習等で特許マッピング作成を効率的に行うことを考えると、検索後の特許情報をまとめてcsvファイル等で取得可能とする商用検索システムの利用が望ましい。しかしながら、大学が教育用途で用意する一般的な予算規模では多くの学生が商用の有償特許検索システムを自由に利用できる状況ではないと考え、学内設置サーバによる特許検索システムを独自構築することにした。システムのポジショニングとしては、IPDL（現J-PlatPat）と商用有償特許検索システムの中間の機能を持ち、検索後データの一括取得機能（3000件まで）あるいは簡易マッピングシステムを提供することを目指して、公報記載情報全体の検索を可能とする、国内の特許実用新案情報を対象とする、一検索で最大10万件までの検索リスト生成、出願人・発明者の住所検索機能、Fターム記号と全文検索機能の統合、引用関係やグラフ表示等の簡易マッピング機能、引用関係マッピングソフトを実装することにした。2003年度に提出した大学知財本部整備事業（文科省）申請書には、このような特許検索システム構築に必要な実体公報データ（社団法人発明協会扱い（当時））および整理標準化データ（一般財団法人日本特許情報機構扱い）を購入して特許検索システムを構築する企画も記述している。なお、当該システム構築後に国が保有するデータ利用ポリシーの変更があり、新規発行データについては無償で提供されるようになった。結果として、過去に発行された前記有償購入データに直近の無償データを順次追加して二週間毎の継続的なデータ更新を行った。2004年度に山口大学が大学知財本部整備事業に採択され、その予算で2004年度中にその時点における全ての実体公報データおよび整理標準化データ（国内出願）を入手し2005年度からシステム構築に着手している。

開発初期段階では、2006年度に特許庁研究事業「大学における研究者用特許情報データベース活用モデルの構築と検証」<sup>(7)</sup>を受託して主にアンケートを通して教育研究用の特許情報データベースの意義とシステム構成につながる検討を行った。詳細は報告書を参照していただくこととして、図2に示すように研究フェーズ等により特許情報利用の態度に傾向があること、ヒアリング対象者全員が学部、大学院生に対する検索、マッピング、特許情報解釈の教育の必要性を指摘している。

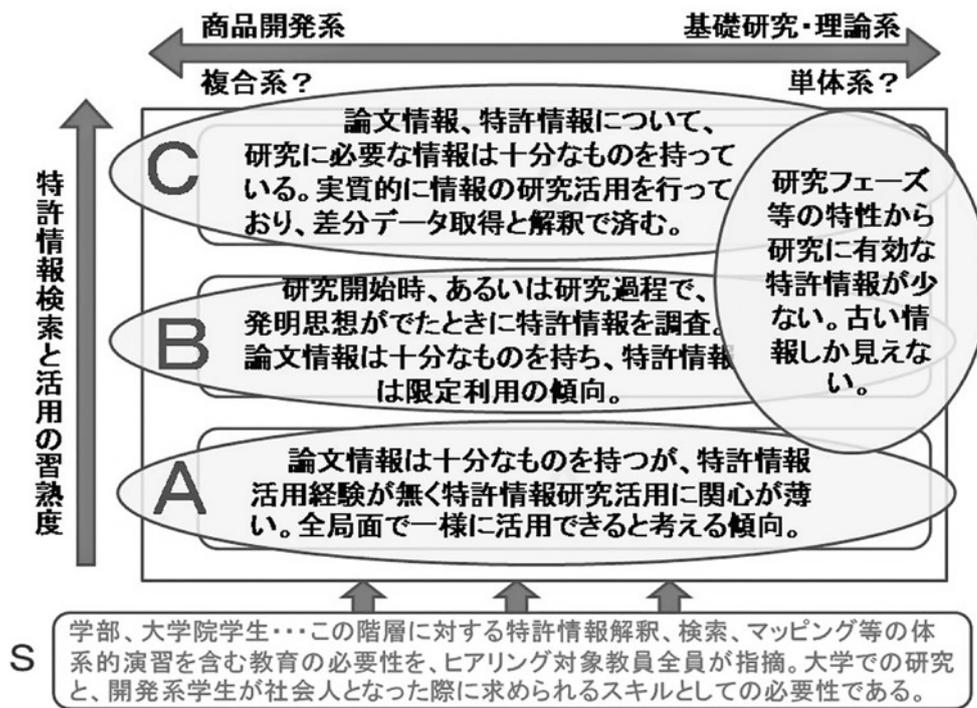


図2 属性と研究フェーズによる傾向 (報告書 15 頁から引用) 筆者作成

2007 年度に受託した特許庁大学知財研究推進事業「大学研究におけるパテントマップを用いた特許情報の活用についての研究報告書」<sup>(8)</sup>では、大学研究者がテーマ選定や産業技術上の立ち位置等を確認する際にパテントマップを利用することを前提に、研究者が使いやすいマッピングシステムの検討とシステム構築を行った。この時点で山口大学特許検索システムの最初のバージョンが完成しており、特許検索システムにマッピングシステムを組み込んだの実証を可能とした。

これらの研究成果も活用しつつ山口大学特許検索システム (YUPASS<sup>®</sup>) を構築し、学内設置の独自サーバで山口大学の教職員と学生計 13000 人程度を対象にサービスを提供した。

はじめに、山口大学特許検索システム 5 種類の基本検索画面を順に紹介する。

① 全文検索 (簡易検索画面)

特許・実用新案公報の書誌的事項を含む全文を対象にテキスト検索を行う。検索欄は一行のみで、スペースを挟んで複数の語句を入力した場合は各語句の論理積で検索結果を返す。

② 詳細検索

検索欄は 5 行用意され、欄の上下は論理積となる。各検索欄 1 行の中にスペースを挟んで複数の語句を入力すると論理積と論理和検索となる。検索対象は公報の書誌的事項を含む全文であり、出願人と住所情報あるいは日付情報等を組み合わせることができる。

③ 重みづけ検索

詳細検索に重み付け係数を組み合わせた検索ができる。係数は整数で 1 から 10 まで選択でき検索結果リストは係数の合計値が大きい順に表示される。

④ 集合検索

過去の検索結果を集合として任意に保存することができ、S1 から順に集合名が付与される。画面左下に過去の検索時の集合名が表示され、その集合名のみで検索を行う (図 3)。

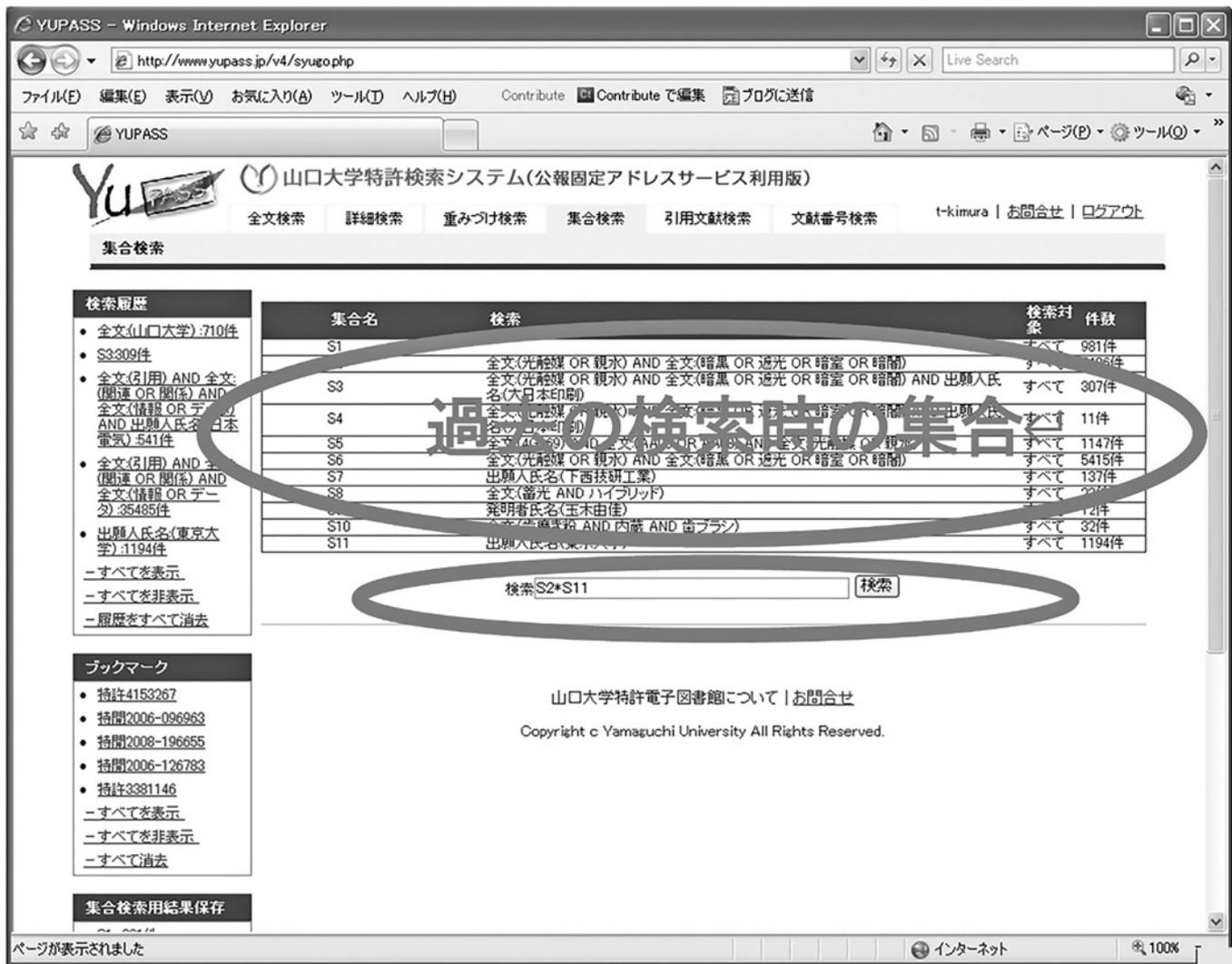


図3 集合検索入力画面

⑤ 文献番号検索

特許・実用新案公報番号が判明している場合に、その公報番号を元に公報を検索する。同時に9件までの公報番号入力ができる。

次に、検索後出力画面とその他のマッピング機能を紹介する。

① 検索後出力画面

検索結果は1頁に100件合計10万件までリスト表示(1000頁)する。頁数が多くなる可能性があるため個別頁に直接ジャンプする機能も実装した。初期表示では要約(公開公報の要約部分では請求項冒頭を抽出)表示であり、この画面から「集合検索用に結果を保存」をクリックするとS1等の集合名が保存される。同じく画面上部の「年別出願件数表示」をクリックすると件数推移の経年グラフが表示される。画面左側には検索履歴が表示され、個別公報場号の左側にある★マークをクリックするとブックマークが保存されるようになっている。

② 検索結果公報情報群のCSV形式ファイルへの出力

出力画面下部の「CSVダウンロード」ボタンをクリックすると、検索群全公報の主要部分をまとめて保存できる。但し、システムの負荷を考慮して検索結果の公報が3000件以内の場合のみの対応とした。このデータを利用した学生の報告書については参考文献3の68-69頁<sup>(3)</sup>を参照していただきたい。

③ 実体公報表示

出力画面の各公報番号をクリックすると、(独)工業所有権情報・研修館が提供する公報固定アドレスサービスの機能を利用して実体公報が表示される。

④ 出願件数推移グラフ表示

検索結果が3000件以下の場合、出力画面上部の「年別出願件数表示」をクリックすると四半期毎の出願件数（出願日を基準）がグラフで表示される。

⑤ その他の操作

出力画面の各公報番号左側のページマークをクリックすると該当公報の本文中あるいは審査過程で引用された公報がグラフ表示される。

⑥ 特許公報の引用・被引用件数表示

図4の引用文献等グラフは、特許3986786号（窒素酸化物除去用光触媒）の公報本文中に記述されている過去の公報と審査資料として引用された公報（整理標準化データの引用マスターで提供されている公報）を元にグラフ表示したものである（1992年末までの一部公報は整理標準化データ蓄積の関係で引用文献グラフに反映されないケースがある）。



図4 特許公報の引用・被引用件数表示画面

画面上部①に引用関係グラフ表示の基礎となる特許 3986786 号が表示され、公報番号をクリックすると公報固定アドレスサービス経由で実体公報が取得できる。画面②の「引用回数」は、基礎となる公報本文中に記述された公報と審査過程で引用された公報の回数を合計した数字を表示している。③の引用回数数値は、単に同一公報（例えば特開平 01-90035 号）が基礎となる特許 3986786 号で引用された回数の合計である。重要な情報としては画面④の「被引用回数」の数値であり、例えば画面⑤の特開平 06-278241 号の被引用回数は 66 回であり、基礎となる特許公報で引用された特開平 06-378241 号公報が、他の出願審査過程で引用されている場合に引用された公報の合計数を表している。一般的には審査官が拒絶理由として使いやすい公報の集計と解釈され、この情報をそのまま基本発明とすることには無理があるが、少なくとも他の公報で引用された回数、即ち被引用回数が多い程それに着目する価値があると理解している。

学習用教材としてこの引用・被引用関係の情報は価値があると考え、公報相互の関係図や年度推移で表示する関係図表示機能も実装した。

以上が、山口大学特許検索システムの概略説明である。

なお、当該システムは 2006 年度から独自開発システムとして本格的に学内教職員と学生対象にサービスを提供し、主に教職員の研究用や技術経営研究科学生、理系学部大学院学生、共通教育「知的財産入門」受講学生用教材として利用されてきたが、2024 年度末で運用を停止し商用特許検索システム提供会社と共同でこれまでと同レベルの学内サービスを提供する方式に変更している。理由としては、サーバの更新時期が到来したこと、セキュリティ対策として独自サーバからクラウドサービス利用に移行する世の中の流れがあること、今後の生成 AI に対応する開発費確保の困難性、一大学内クローズドシステムとして維持するコスト負担等々の事情を勘案したものである。なお、サービス停止時点の全データは生成 AI 開発等の将来的利用に資する形で整理・保存済みでありその活用方法を模索しているところである。

ここまでの 2.1 の内容を総括して、2014 年度の知財教育拠点申請以前までの準備段階における知財教育立ち上げ時点の留意点を記述する。

◎大学の経営戦略として総合的な知財授業を担当できる教員採用を進めた。

筆者は当時から知財メディア教材コンテンツ等の制作<sup>(9)</sup>をしておりリッチコンテンツ教材制作の経験がある。その他に工学部教員として企業で特許出願あるいは産学連携の経験を持つ教員の採用、特許専門家として特許庁審判部門長の出向による知財センター長・教授としての受け入れ、山口大学理工学研究科博士課程修了者で知財教育担当として適性を持つ人材の採用、その後も農業知財教育専門家として農業高校教諭経験者の採用、著作権専門家として追求権研究の第一人者である教員の採用、知財科目英語化を見通した外国人教員の採用等々、多彩な特性を持つ教員を採用した。

◎大学知財本部整備事業申請（2003 年度）の際に、知財管理部門と両輪となる知財教育部門を提案したことにより、知財管理部門が保有するノウハウを教育に生かすことができ結果として総合的な知財授業開発を実現することができた。知財管理自体のノウハウを授業に反映することだけではなく、例えば知財センター教員が大学の利益相反マネジメントに主体的に関わることで、そのノウハウを生かして授業の中に利益相反や研究不正の要素を取り入れる等の効果があった。

◎法律学の観点ではなく、開発、経営、教育現場等の分野で必要とする総合的な科目開発を先行して進めた。

工学系の学生であれば先行特許情報の検索・整理・分析と特許法入門の知識を統合した教材開発、例えばコーヒードリップパックのアイデア出し演習、お菓子収容紙箱の開発演習など、実物を安価に制作する教材等の開発と授業利用である。教職志望学生には著作権法 35 条を中核とした演習教材作成、ライフ系分野の学生にはその分野の特性に配慮した教材等、「知的財産」と「学生の専門領域」を関連付けた教材開発を進めた。

◎外部研究費で教材開発・科目開発を促進した。

科目開発の初期段階で現代教育 GP 等の外部研究費<sup>(4)(5)</sup>が獲得でき、これにより教材開発・科目開発を一気に進めることができた。

◎社会人学生として知財部員も在籍する技術経営研究科授業（筆者も一時期教員として在籍）において、学生が

ループが作成した特許検索報告書を、制作した学生の同意の下に学部用教材として転用した。これにより教材の幅を広げることが可能となった。

◎知財関連総合的科目開発の核として都城高専時代開発教材等の転用。

文献10は商業出版された書籍であるが、この内容のプロトタイプ書籍は山口大学制作版として初期の頃に完成していた。この中身は、筆者高専時代に作成したスライドに基づいた授業を動画撮影してテープ起こし後のテキストに手を加えてスライド画像を組み合わせたものである。このように、先行した取り組みをファイリングしておきそれを再利用することで開発期間を短縮することができた。

◎教育用途に焦点を当てた教材としての特許検索システム（マッピング機能を含む）を用意した。

文献7、8の研究成果も応用することで、学内サーバによる特許検索システムが現実のものとなり授業に投入できたことで開発系教育の効果を上げることができた。

◎最後に、一般的な大学の組織文化として部局を越えた連携は心理的障壁が高いと認識しているが、山口大学では教育担当セクターと産学連携セクターの連携がスムーズであり、当初から学内の知財授業は学部大学院を問わず知的財産センターに全面的に一任する体制が確保されていたことである。

以上8つの留意点が、各大学が組織的に知財教育科目開発を進める初期段階の要点と理解している。

## 2. 2 知財教育拠点の科目開発

### (1) 拠点整備

2014年度に知財教育拠点認定申請を行っているが、申請直前の取り組みとして2013年度に文部科学省特別経費（プロジェクト分）「全学生に対する知財教育実質化プログラムの開発」を申請して2014度からの採択となった。これに先行して、2013年4月1日から全8学部の初年次教育として1年生全員（約2,000人）の知財教育必修化を開始した。当時の科目名は「科学技術と社会（必修1単位）」であり、後に同じ内容で「知的財産入門（必修1単位）」と科目名を変更している。同時に、学部と大学院に至る知財教育カリキュラム体系を整備して、これらの実績も含めて「教職員の組織的な研修等の共同利用拠点（知的財産教育）」認定申請を行い、2015年7月30日に知財教育拠点の文科大臣認定を受けることになった。高等教育機関における共同利用拠点の根拠は学校教育法施行規則（第143条の2）であり、そこでは①大学等における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。②前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる、と規定されている。従来は海洋大学の実習船の共同利用や農学部の実習林共同利用を想定して策定されたものであるが、この頃より特色ある教育方法普及のためにも文科大臣認定がされるようになっていく。

文献11から文献13で認定初期時点の科目展開と内容を詳述しているが、読者の便宜を考え以下の項目では要点を絞り事実関係を中心に紹介する。

### (2) 学部初年次全学生必修科目開発

全学生必修の共通教育知財科目「科学技術と社会－\*\*学部生のための知財入門（1単位必修）」（注：\*\*の部分に各学部名が入る）は、知財教育拠点申請に先立ち2013年4月から開始している。後に科目名を「知的財産入門」に変更した（以下、知的財産入門と表記）が、講義内容のコアとなる部分は当初から現在まで変更していない。山口大学は2013年度からクォーター制に移行しており、1単位科目（8コマ）計12クラスを4期に分散することで、結果として1年生全員約2000人を対象とする授業の教員配置負担を軽減している。知的財産は産業財産から文化的所産まで幅広い領域に渡っているが、1単位8コマ（振り返りと期末試験を除くと実質7コマ）という時間的制約を受けて、授業時間の50%以上を著作権と研究者マナーの時間に充当し残りを産業財産に充当することにした。この科目の授業内容から漏れた要素は、2014年度から共通教育科目として新設した展開3科目（選択科目）を受講するように学生を誘導している。学部初年次教育として別途レポートの作成方法を教える科目はあるものの、その前提知識として著作物に対する基本的知識の形成が必要と考えた結果である。原則として対面授業形

式であるが、J-PlatPat や山口大学特許検索システム等を利用した知財情報検索演習の授業回はオンデマンド方式の e-learning による実施となっている。学生が、配信された動画を見ながらその通りに検索演習をすることができるとともに授業アンケート等も参考にしながら効果が高いと判断した結果である。

前述のように基本的に授業内容の変更はないので、下記に 2025 年度シラバス（全担当教員統一）から抜粋して紹介する。

#### —知的財産入門（初年次全学生 1 単位必修）—

##### ◎授業の目的と概要

知的財産基本法は、知的財産を『発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報』と規定しています。知的財産は、土地や机・椅子のように形がある財産（有体物）とは異なり、同時に別の場所で使用することも可能であり直接的支配が難しい無体物（アイデア等の情報）として存在しています。従って、権利の獲得、保護、活用の各局面で無体物としての特性に応じた権利者側のコントロールが必要になります。また、知的財産の受け手側にも、何処に知的財産が存在しどこまで利用できるのかという適切な判断が求められています。本講義では、受講者が知的財産の全体概要を理解するとともに、レポートや論文作成時に必要とする知的財産の知識など、身近な事例をテーマに概念の理解や初歩的な知的財産対応力の形成を図るものとします。

##### ◎授業の到達目標

知的財産についての全体概要と科学技術の役割を理解し、将来あるべき姿について多角的な視点から考察する力を養う。

##### ◎授業計画

受講者が、身近に存在する知的財産の全体像を俯瞰できるように知的財産モラルまで含めた内容です。冒頭で、知的財産法の入門的内容を扱った後に、各種知的財産制度を具体的な事件をテーマに講義します。後半では、学生の学習領域に合わせた初歩的な対応力育成も考えた授業を行います。

##### ◎第 1 回 知的財産の全体像

**【内容】** 数多く存在する知的財産の全体像を俯瞰するとともに、それらを三類型化して権利取得や保護活用の基本を学びます。知的財産に関する身近な話題を利用して知的財産の観点から検討を行います。

**【授業時間外学習】** 予習と復習をこなす（学修時間の目安 4 時間以上）。なお、復習は宿題レポートの様式を利用すること。

##### ◎第 2 回 著作権の基礎知識

**【内容】** 著作権制度の沿革と著作権法で定められている権利の概要を学びます。この時間では、著作権制度の概要と著作物性の判定について詳しく説明します。

**【授業時間外学習】** 予習と復習をこなす（学修時間の目安 4 時間以上）。なお、復習は宿題レポートの様式を利用すること。

##### ◎第 3 回 著作権法に定められた権利

**【内容】** 著作権法に定められた著作者の権利、及び著作物を伝達する者の権利を説明します。

**【授業時間外学習】** 予習と復習をこなす（学修時間の目安 4 時間以上）。なお、復習は宿題レポートの様式を利用すること。

##### ◎第 4 回 著作権の権利制限・研究者マナー

**【内容】** 著作権法に定められている権利制限規定を説明します。あわせて、研究者として研究を進める際のマナーあるいは具体的に原稿や論文を作成する場合の留意点を、主に知的財産の観点から学びます。ここでは、文章の引用、図表・写真の利用、データの収集並びに利用、思想（コンセプト）の利用など、研究遂行時に起こりえる事例を元に検討します。

**【授業時間外学習】** 予習と復習をこなす（学修時間の目安 4 時間以上）。なお、復習は宿題レポートの様式を利用

すること。

◎第5回 産業財産権の基礎知識（主に特許制度）

【内容】知財情報検索・解析・活用…この部分はe-learningで実施します。産業財産権制度の概要を説明します。中でも、特許制度を重点的に説明します。知的財産の内容（客体）を把握する際には、Web上のデータ検索を併用することが効果的です。ここでは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）、山口大学特許検索システム（YUPASS）等の知的財産情報データベースの概要と検索方法を学びます。また、取得した情報の読み方と情報活用方法についても検討します。

【授業時間外学習】予習と復習をこなす（学修時間の目安4時間以上）。なお、復習は宿題レポートの様式を利用すること。また第5週の宿題レポートは、オンデマンドで動画を見ての特許検索もあることに留意する。

◎第6回 意匠制度

【内容】産業財産権の中で、物品のデザインを保護する意匠制度について説明します。

【授業時間外学習】予習と復習をこなす（学修時間の目安4時間以上）。なお、復習は宿題レポートの様式を利用すること。

◎第7回 商標制度

【内容】商品・役務の識別機能を担う商標制度について説明します。

【授業時間外学習】予習と復習をこなす（学修時間の目安4時間以上）。なお、復習は宿題レポートの様式を利用すること。

◎第8回 総括と期末試験

【内容】ここまで学習した内容を総合して、期末試験を行う。

【授業時間外学習】試験を振り返り、知識を定着させる。（学修時間の目安4時間以上）

◎成績評価法

授業内のレポート（小レポート←質問等も記入する）、課題の提出（ワークシート・宿題レポート←指定教科書<sup>(10)</sup>に綴じ込まれている）、学期末の筆記テスト（マークシート形式）で評価します。

授業内のレポート 35%、課題の提出 15%、学期末の筆記テスト 50%

授業イメージを想起できるように2枚のスライドで説明する。

図5は、YouTubeで配信されたオワタトルコ行進曲を教材に、権利関係をあてはめる前段階の作業として作品に関与している者をリストアップする演習で使うスライドである。作品創作過程を俯瞰して関係者の関与した事実関係と関与の度合いを検討した上で、最終的にそこで認められる知財のあてはめ、あるいは知的財産権が認められない場合に契約等のソフトローで手当をすべきか等を総合的に判断する演習である。

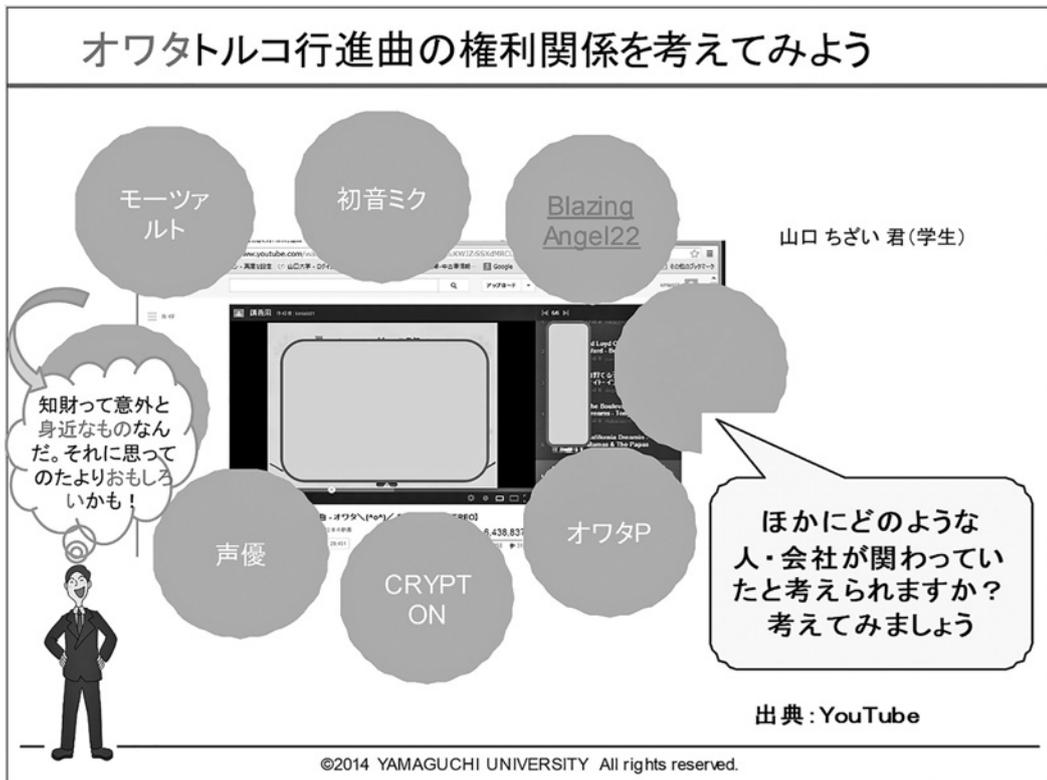


図5 オワタトルコ行進曲<sup>(14)</sup>を教材に 知財センター教育部門で作成

図6は、研究ノートの使い方を説明するスライドである。このスライドから研究現場で使用している場面の自作動画に飛んで説明するようになっている。なお、研究倫理の世界は著作権法の考え方と微妙にずれがある部分も多く、そのようなずれの存在までを扱うことにした。例えば、研究論文の著作者表記は著作権法の著作者定義と乖離がある部分が存在することまで説明している。

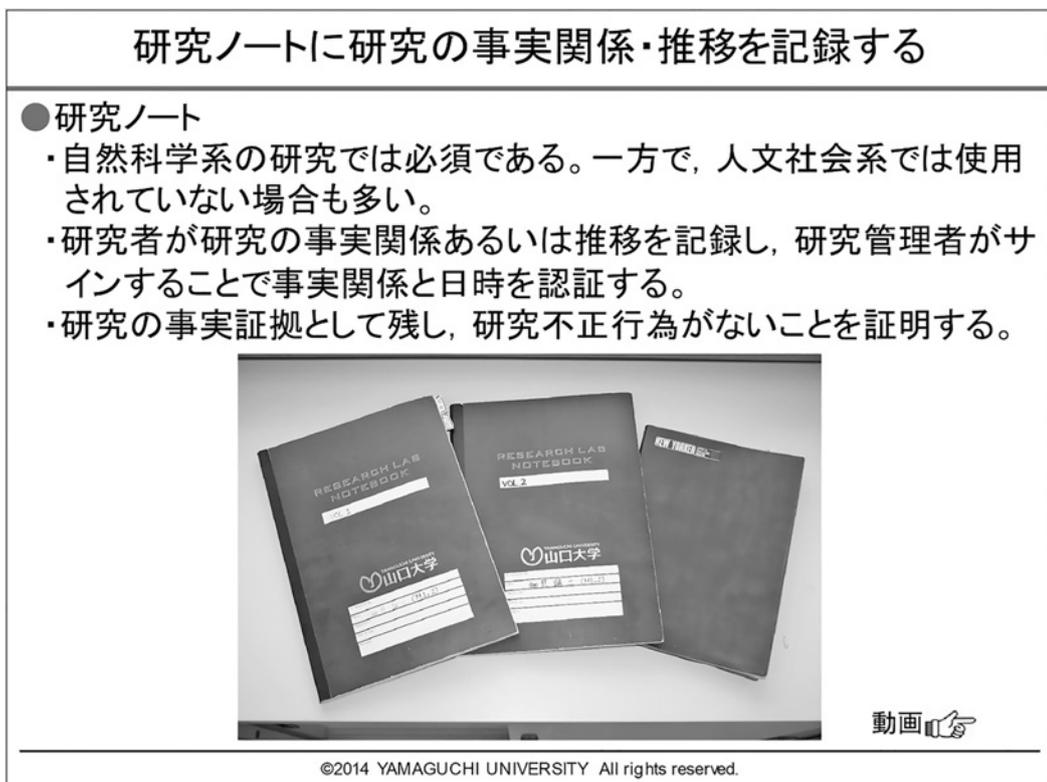


図6 研究ノートの説明 知財センター教育部門で作成

その他にも、新幹線先頭車両後部とそれより前の部分の胴体の太さを変える特許発明（トンネル付近の微気圧波

振動軽減効果がある)の検索と特許公報の解釈を扱う教材等を作成して、学生の身近に存在する発明そして文系学生でも理解しやすい内容の特許情報を用いた授業を行っている。

### (3) 知財展開科目開発

初年次全学生必修科目の定着を受けて2014年度から順次学部接続科目開発を行った<sup>(15)</sup>。

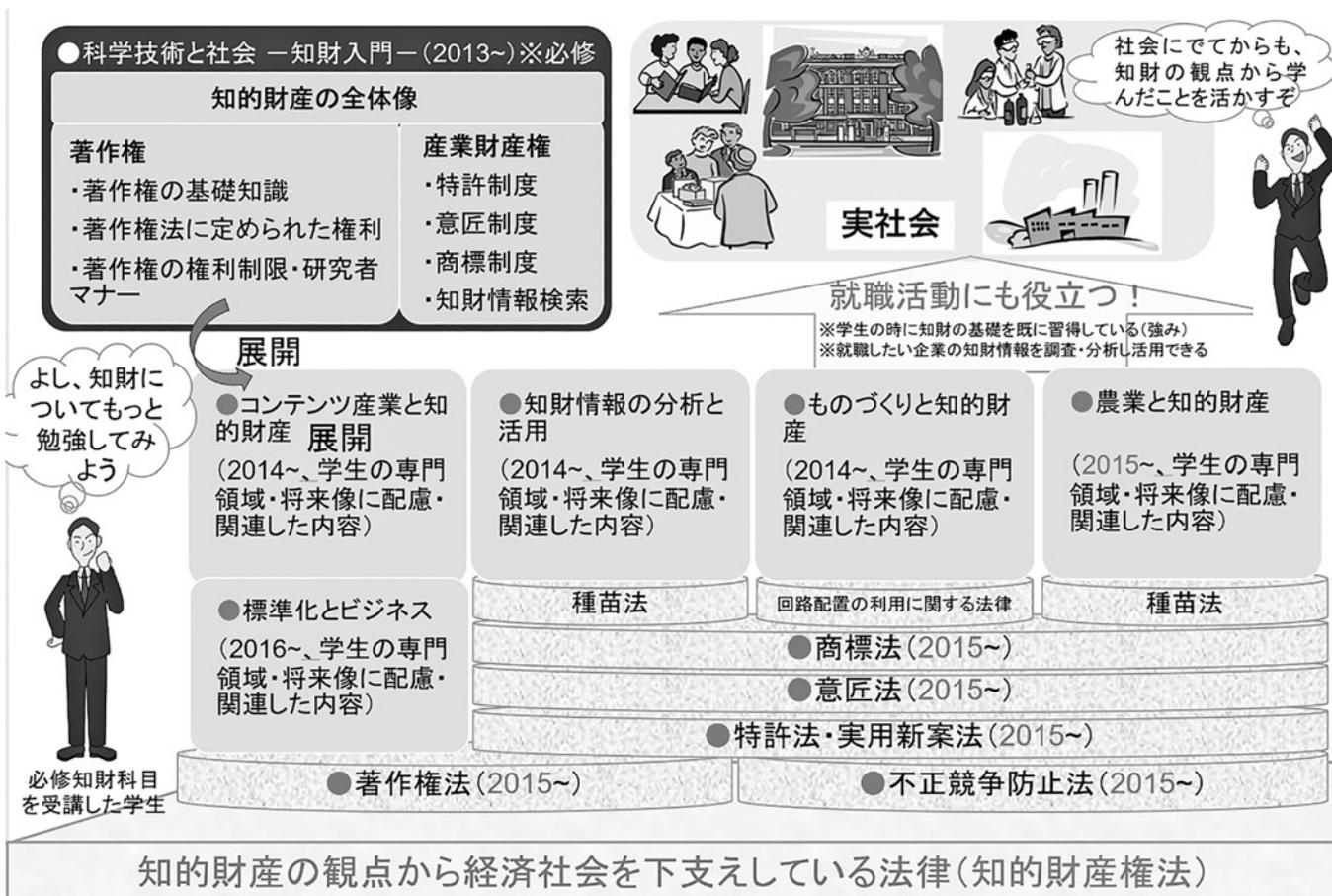


図7 知財展開科目開発の経緯 知財センター教育部門で作成

2014年度に、「コンテンツ産業と知的財産(2単位選択)」「知財情報の分析と活用(2単位選択)」「ものづくりと知的財産(2単位選択)」を新規開講、2015年度に「農業と知的財産(2単位選択)」を新規開講した。これらの科目は学部専門基礎レベルで科目開発を行い、所属学部に関わらず受講可能とするため共通展開科目群として共通教育科目とした。同じく2015年度以降、学部上位段階レベルの科目開発として「標準化と知的財産(1単位選択)」「種苗法(1単位選択)」「特許法(1単位選択)」「意匠法(1単位選択)」「商標法(1単位選択)」「著作権法(1単位選択)」「不正競争防止法(1単位選択)」を新規開講し、それ以降も「知的財産管理論(1単位選択)」「教育現場と知的財産(1単位選択)」「著作権と市民社会(1単位選択)」「技術経営と知的財産(1単位選択)」「情報法と知的財産(1単位選択)」を全て共通展開科目として順次新設した。なお、山口大学シラバス検索システム<sup>(15)</sup>で検索する場合は開講学部欄に「共通教育」科目名欄に「知財展開科目」と入力する必要がある。知財教育拠点活動としての他大学対象の授業支援を想定すると、実授業によるノウハウ蓄積が必須と考えて取り扱い科目拡大を進めたものである。展開科目の提供が山口大学学生の能力向上に資することはいうまでもない。

法律名が付与されている科目は、法学部の授業内容に準拠しつつ契約書作成など若干法務側に振った内容であり授業内容を理解しやすいと考える。ここでは、特徴的な科目として「知財情報の分析と活用(2単位選択)」と「種苗法(1単位選択)」のシラバスに絞って概要と各回の授業内容を紹介する。

—知財情報の分析と活用（2単位選択）—

◎授業の目的と概要

情報社会に生きる社会人として、知的財産に関する情報収集とその分析に必要な知識とスキル獲得を目指します。企業における戦略のみならず、研究戦略等を考える上で必要な情報の取得方法や情報活用方法についても学びます。そのために、具体的な課題を設定し、この与えられた課題を解決する作業を通して、産業財産や著作物に関する情報取得と分析などを行い、知的財産に関する情報や技術及び研究に関する総合的な情報分析力獲得を目指します。これにより、社会的な観点から知的財産を捉え多面的に運用する能力の基盤を形成します。

◎授業計画

知的財産権制度の全体像、各種知的財産情報の内容と意義を扱い、主として特許・実用新案に代表される技術情報の検索からマッピングを通じた分析を行います。分析の際は、技術戦略あるいは研究戦略立案に役立つ資料作りの観点から検討を加えます。その後、同様にして意匠情報、商標情報の検索と分析を行います。品種登録情報検索と楽曲情報検索についても扱います。授業は法理論だけでなく、基礎的な実務能力獲得も目指した内容であり、全ての時間で教員と学生の双方向で行います。

◎第1回 ガイダンス

【内容】知的財産を取り巻く概況、講義概要と全体スケジュール説明。主要国の特許出願状況や特許制度のルール、なぜ今知的財産が注目されているのか、特許情報と研究開発などについて解説する。

第2回 知的財産制度の基礎

【内容】身近にある知的財産権、知的財産制度、知的財産と知的財産権など、知的財産の基礎知識について解説する。

第3回 特許情報概説

【内容】産業財産権情報の全体像、特許情報の基礎知識について解説する。

第4回 特許情報へのアクセス

【内容】特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）について解説する。

第5回 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の利用実践

【内容】特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の利用方法を習得する。

第6回 特許情報検索演習

【内容】特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用した特許情報検索手法を習得する。

第7回 特許情報検索演習

【内容】特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用した特許情報検索手法を習得する。

第8回 特許情報検索演習

【内容】特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用した特許情報検索手法を習得する。

第9回 特許マップ概要

【内容】特許マップの概要について解説する。

第10回 特許マップ作成実習

【内容】特許マップの作成方法を習得する。講義資料を参照して復習を行う。授業計画に沿って準備学習を行う。特許情報にアクセスし関心ある事項について調べてみる。

第11回 山口大学特許検索システム（YUPASS）、意匠制度、意匠情報検索

【内容】山口大学特許検索システム（YUPASS）の活用、意匠制度の概要、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用した意匠検索方法について解説する。

第12回 商標制度、商標情報検索

【内容】商標制度の概要、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用した商標検索方法について解説する。

第13回 意匠・商標情報等の検索実習、ワーク

【内容】これまでの講義内容を振り返り、YUPASSを利用した特許情報検索、及び、J-PlatPatを利用した意匠・

商標情報検索の確認ワークを行う

第14回 品種登録制度、品種登録情報検索、ワーク

【内容】品種登録制度の概要を説明すると共に、品種登録の活用事例について解説する。農水省の品種登録情報検索の方法について解説し、確認ワークを行う。

第15回 著作権制度、楽曲情報検索、ワーク、総評

【内容】著作権制度の概要を確認すると共に、JASRACの楽曲情報検索の方法について解説し、確認ワークを行う。

— 一種苗法 (2単位選択) —

◎授業の目的と概要

新品種を登録品種として保護し登録品種を適切に流通させることで、農林水産業の発展を支えている知的財産権法のひとつである種苗法について学びます。また、国際的な品種保護の枠組みであるUPOV条約や、生物多様性条約に基づくABSについても扱い、植物を中心とした生物資源の研究開発とその活用を支えるための法的、国際的な知識についても俯瞰します。

◎第1回 ガイダンス・農業分野に係る知的財産制度の概要

【内容】農業分野の知的財産の全体像として、育成者権、産業財産権、著作権、営業秘密、GI、世界農業遺産、遺伝資源及び伝統的知識の保護を概説する。種苗法が定める植物新品種とは何か？

第2回 植物新品種保護制度①

【内容】・植物新品種保護制度の趣旨、主体及び客体（対象）について解説を行う。種苗法上の植物新品種とは何を意味するかを理解する（1～2条）。また、侵害事例に触れ、制度とその運用の重要性について理解する。特許法との比較。

第3回 植物新品種保護制度② 登録要件・審査

【内容】・品種登録の要件（区別性、均一性、安定性、未譲渡性、品種名称の適切性）について解説する（3～4条）。また、審査については、条文15～18条と、登録要件を欠き保護できなかった判例を元に理解を深める。

第4回 植物新品種保護制度③ 出願手続

【内容】品種登録の出願手続きを、特許・商標の出願手続きと比較しながら説明する。職務育成や出願公表を含む（5～14条）、品種登録の維持及び取消についてもここで扱う（45～49条）。また、実際の出願事例を元に、理解を深める。

第5回 植物新品種保護制度④ 育成者権の効力

【内容】権利の発生と存続期間、効力、効力が及ばない範囲、共有・法人、専用／通常利用権、先育成権、裁定、移転、効果など育成者権の効力にまつわることを理解する（19～32条）。また、効力が及ばず保護出来なかった事例を元に理解を深める。

第6回 植物新品種保護制度⑤ 権利侵害

【内容】差止請求権、損害額や過失の推定、信用回復措置など、権利侵害に関する条文（33～44条）及び罰則について理解する（67～75条）。水際制度（関税法69条の2、同69条の11、同109条）についてもここで扱う。雑則についてもここで触れる（50～57条）。なお、それぞれ関係する判例を元に理解を深める。

第7回 植物新品種保護制度を補完するもの 指定種苗制度と条約及び生物多様性条約

【内容】品種流通の適性化のための指定種苗制度（58～66条）と、植物新品種保護に関する条約（UPOV条約）、海外の植物新品種保護制度（米国植物特許等）、生物多様性条約（ABS、PIC、MAT）について理解する。

第8回 振り返りと試験

【内容】本講義内容を振り返り要点を整理する。

ここまでが、共通教育のカリキュラム体系に基づく山口大学で開発した知財教育の紹介である。

もう一つ欠かせない観点として、将来教員として初等中等教育機関で勤務する学生対象の著作権教育、そして学

習指導要領に沿った知財創造教育を実現する教育を説明する。教育学部専門科目として知財センター教員が担当する、「教育現場における知的財産入門（1単位選択）」である。

以下、シラバスから抜粋する。

#### ◎授業の目的と概要

現代は、生成 AI に代表される技術革新、モノ以外の豊かさによる価値の創出、価値観の多様化による社会の複雑化、ビジネスモデルが競争力の源泉になる等々、社会や産業の構造が大きく変化しようとしている。このような状況における教育は、子どもたちが潜在的に持っている「発想する力」「共感や体験を伝えたり受容する力」「開かれた問いの答えを求める力」「価値創造の仕組みをデザインする力」を育むことが以前に増して重要になる。本科目では、『知財創造教育』として、子どもたちが知的財産を軸に新しい創造をする力および創造されたものを尊重する心を獲得する指導方法を考える。また、教育現場で必要となる著作権系の実務処理についても扱う。

#### ◎授業の到達目標

初等中等教育現場に必要な知的財産権（主に著作権）に係る知識を理解し、校務や教材作成等校内諸業務において著作権法に即した実務を行うことができる。また、知的財産に関する指導方法について事例を通じて学び、児童・生徒の創造性を育み、尊重し、生かす授業の要点や構成を考えることができる。

#### ◎第1回 現代社会における知的財産と学校教育の関わり

【内容】知的財産に関する基礎的事項を確認すると共に、Society5.0 を見据えた現代社会との関係を確認し、学校現場における知的財産の重要性を、教育と校務の観点で見つめ直す。

#### 第2回 著作権法と特許法から見る学校教育（1）～知財に気づくアンテナを立てよう～

【内容】学校で起こりうる著作権及び特許権に関係する事例を想定し、地域社会や学校に潜在する知的財産を見いだす。なお、著作権法 35 条の改正情報についても扱う。

#### 第3回 著作権法と特許法から見る学校教育（2）～学校の知財を適切に扱おう～

【内容】学校で起こりうる著作権及び特許権に関係する事例を想定し、法的に公正で関係者にとって公平で適切な取扱いについて考える。

#### 第4回 教育現場における著作権対応（1）

【内容】著作権の基礎知識、著作権学習の授業事例、著作権に関する基礎的な内容の理解と、教育活動において著作物を適正に利活用するための応用力を事例を通じて確認する。

#### 第5回 教育現場における著作権対応（2）

【内容】演習 1 児童・生徒の著作物をどう扱うか、演習 2 音楽著作物の権利処理、事例にみる教育として著作権。著作権に関する基礎的な内容の理解と、教育活動において著作物を適正に利活用するための応用力を事例を通じて確認する。

#### 第6回 知財創造教育のあり方と指導方法（1）～事例に学ぼう～

【内容】小学校 3 年生の道徳で実施された著作権の授業の動画を参観し、指導のポイントを学ぶ。

#### 第7回 知財創造教育のあり方と指導方法（2）～教材・教具を作成してみよう～

【内容】児童生徒の創造性を喚起し、尖った才能を摘むことなく育むような、学びの場を醸成する教材や指導法のあり方を考え、その教材を作成する。教材例として知財カルタを体験する。

#### 第8回 総括（演習とレポート）

【内容】知財カルタ大会（模擬）50分、最終課題レポート「私の目指す教育に、どのように知財創造教育を取り入れるか」30分、振り返り。

以上、教職を目指す学生に対する知財教育として参考にしていただきたい。

#### （4）大学院知財必修科目開発

次に、大学院の知財必修科目を紹介する。

従来から、経済学研究科あるいは技術経営研究科等で選択科目として知財系科目が設置されていたが、前述の学

部初年次知財必修科目開設理由と同様に、大学院レベルで社会人基礎力の涵養を考慮して全学生必修の知財科目設置が望ましいと判断した。そこで、初年次必修科目設置とほぼ同時期に全ての院生を対象とする「知的財産特論（1単位必修）」を開設した。授業内容（領域）はほぼ学部必修知財科目と同じであり、難易度を大学院レベルに設定して知財関連研究データの解析等を強化している。博士前期課程、後期課程、医学博士課程等で原則として対面授業方式により実施し、社会人学生については全国各地に点在していることを勘案してオンデマンド方式 e-learning 科目で開講している（筆者は当該オンデマンド授業担当）。また、大学院については英語による授業や遠隔地の大学にオンライン授業の提供も行っている。

(5) 効果測定等

これまでの科目開発では並行して効果測定を行い学会等で報告<sup>(16~20)</sup>するとともに、その結果を授業改善にフィードバックしている。例えば文献 17 では、学部初年次必修知財授業について授業内容の標準化や開始二年目に新たに宿題レポートを課したことで授業外学習時間の増加と期末試験正答率が上昇したことを確認している。

フィードバックの一例を紹介する。

図 8 は初年次知財必修科目の設問別（知識項目の設問のみ）回答率である、2000 人程度の受講生ではあるがマークシート方式の解答にすることで集計を可能にしている。学部別のグラフであり、どの学部も正答率は同じ傾向であることを確認している。極端に正答率が低い設問については知財教育部門の教員がその原因を検討し、教材や話法の改善で対応できるのか、あるいはこの学習段階に配置すること自体が適切であるのか等々を判断して次年度の授業改善に生かしている。

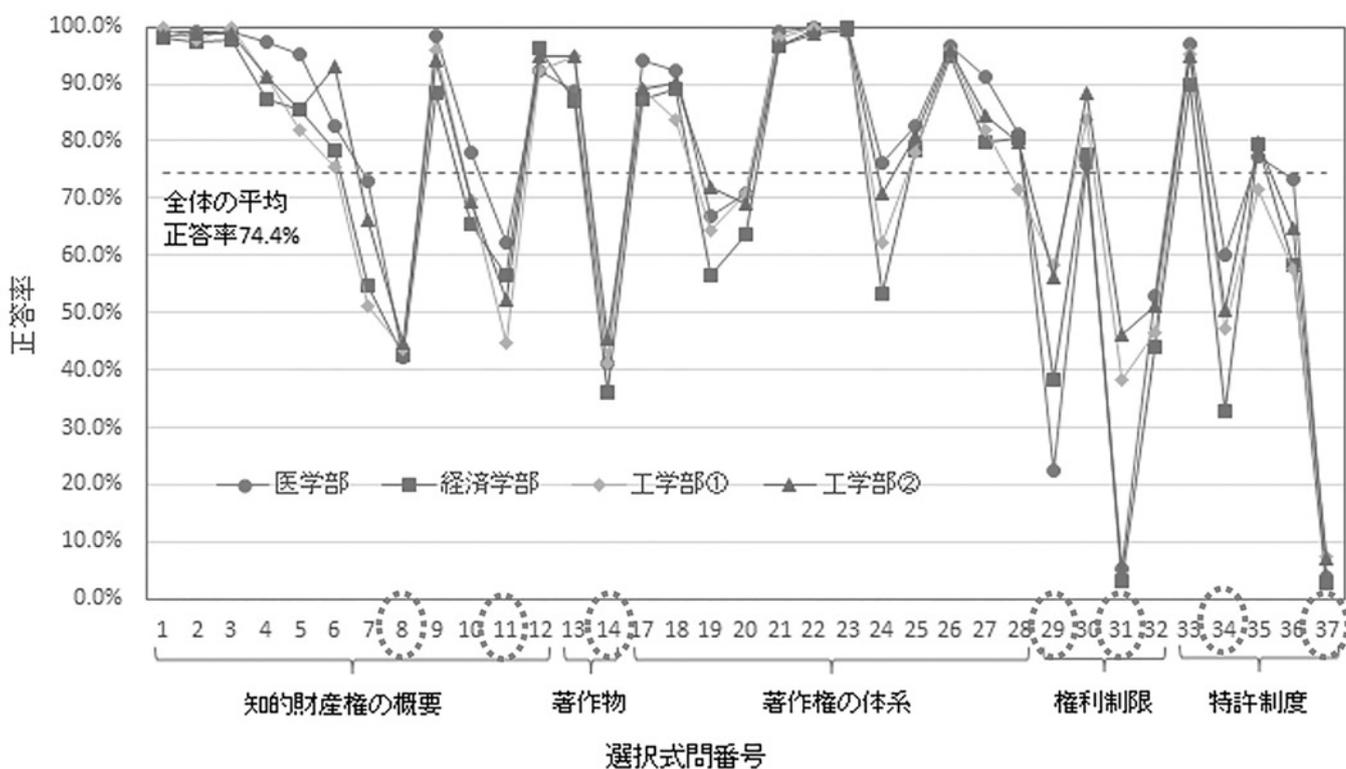


図 8 期末試験設問別正答率 知財センター教育部門で作成

(6) BP プログラム

開発した各知財科目を利用して、高校や大学で知的財産に関する知識やスキルを修得する機会がなかった社会人等（初級レベル）に対して履修証明プログラムも用意している（図 9）。



教材あるいは授業動画の配信、さらには後述する初等教育機関への支援などの詳細は知財教育 HP<sup>(21)</sup>に掲載されている。紙幅の関係もあり詳細はHPを参照していただきたい。ここでは、知財教育部門教員がFD・SDとして支援した相手先教育機関の支援人数推移を説明する(図11)。コロナ禍の影響はあるが概ね年間で17000人前後を対象としており、地域的には北海道から九州まで全国に及んでいる。

区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	所属機関数	利用人数	延べ人数	所属機関数	利用人数	延べ人数	所属機関数	利用人数	延べ人数
学内(法人内)	12	3,802	3,802	20	3,557	3,557	15	3,675	3,675
国立大学	16	670	670	11	469	469	12	1,310	1,310
公立大学	8	531	531	9	148	148	4	103	103
私立大学	24	6,599	6,599	23	7,185	7,185	17	6,394	6,394
大学共同利用機関法人	1	1	1	0	0	0	0	0	0
民間・独立行政法人等 (高等学校および高等・ 専門学校での授業含む)	85	5,164	5,164	114	6,143	6,143	95	5,601	5,601
外国の研究機関	1	90	90	0	0	0	0	0	0
計	147	16,857	16,857	177	17,502	17,502	143	17,083	17,083

図11 知財教育FD・SDとしての支援人数 知財センター教育部門で作成

また、初等中等教育機関に対する知財創造教育支援も行っている。これは直接的な支援効果だけではなく、教育用知財教材開発のノウハウを取得する意味でも重要な取り組みとなっている。

更に、内閣府が主導して施策を実施した「知財創造教育推進コンソーシアム」<sup>(22)(23)</sup>にも参画し(筆者は検討委員会委員長)山口大学の知財教育で得られたノウハウを提供している。当該内閣府のコンソーシアム<sup>(22)</sup>は2017年1月に発足し2021年度末に終了しており、施策で得られた成果を元に各地域の「知財創造教育地域コンソーシアム」における活動に移行している。中国地域は山口大学知的財産センターを事務局に活動しており、実際には地域枠を越えて全国で初等中等教育機関向けの活動を続けている。その一環として、例えば知財創造実践甲子園として、初等中等教育機関向けの研修会、発表会を実施している<sup>(24)</sup>。

### 3. 今後の展開とまとめ

ここまで、筆者が山口大学に転任した2002年以降の知財教育開発を俯瞰的に説明した。何よりも大学の経営戦略の元に組織的取り組みを行ったことで、定年退職や学内異動等で担当者に入れ替わりがあっても継続した科目開発が可能であったことがポイントであり、知的財産センター業務に関わった全ての教職員の努力が当該知財教育システムとして実現したと理解している。今後も、知財教育拠点等を通して知財教育普及を進めることになるが、一つだけ心残りがあるとすれば知財センターに管理部門と教育部門を同等の業務量で配置するモデル採用で知財教育推進を実現したものの、他大学知財センターから見ると異形モデル(特に国立大学法人)であり他大学にシステム全体をそのまま移植する際にハードルが高いことである。

次に、いくつかの課題を提示したい。①地方国立大学法人が抱える昨今の財政状況下で安定的に知財教育普及活動の継続をする仕組みの検討。②普及促進のために、山口大学知的財産センター教育部門をマザー工場として、例えば各省庁の研修センター的性格を持つ組織あるいは他大学に普及専門の組織を展開することの検討。③アントレプレナー教育と知財教育との連携<sup>(25)</sup>。④データサイエンス教育に特殊専門情報領域として知財情報を組み込むこと(展開科目:知財情報の分析と活用(2単位選択))。これら課題が多少なりとも進展すると知財教育の普及効率を更に上げることができると考える。

以上、組織的取り組みをする際の参考情報として山口大学知的財産センター教育部門が進めた知財教育の経緯を説明した。

(参考文献等)

- (1) 木村友久、パテント 1998、vo51、No.6、pp81～90
- (2) 井口泰孝他 10 名、パテント 2011、vo64、No.14、pp8～18
- (3) 木村友久、産学連携学 2025、vol21、No.2、pp60～73  
[https://www.kim-lab.info/sangaku\\_vol21\\_no2.pdf](https://www.kim-lab.info/sangaku_vol21_no2.pdf)
- (4) 山口大学、平成 17 年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム「理工学系学生向け実戦的知的財産教育」  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/17/08/05080601/007/004.htm](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/08/05080601/007/004.htm)
- (5) 山口大学、平成 19 年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開—学生による指導案と教材の開発及び検証を通じた知財教育の展開—」  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/07/07072005/003/003/001.htm](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/07/07072005/003/003/001.htm)
- (6) 成果物の動画教材・参考指導案配信  
[https://www.kim-lab.info/ipedu/tmate\\_01/tmate\\_01.html](https://www.kim-lab.info/ipedu/tmate_01/tmate_01.html)
- (7) 山口大学、平成 18 年度 大学における知的財産権研究プロジェクト「大学における研究者用特許情報データベース活用モデルの構築と検証」報告書  
[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/daigaku-chizai/yamaguchi\\_00.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/daigaku-chizai/yamaguchi_00.pdf)
- (8) 山口大学、平成 19 年度 特許庁大学知財研究推進事業「大学研究におけるパテントマップを用いた特許情報の活用についての研究報告書」  
[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/daigaku-chizai/07yamaguchi\\_00.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/daigaku-chizai/07yamaguchi_00.pdf)
- (9) 木村友久、特許とつたる君－特許法基礎講座（南日本新聞社刊）2017、pp1～191 と自動学習ソフト同梱
- (10) 山口大学知的財産センター、これからの知財入門～変革の時代の普遍的知識～（日経 BP）2016 年度以降 現在は第 4 版 ISBN 9784296201952、pp1～154
- (11) 木村友久、大学における知財教育の現状と社会への接続—知財創出から戦略的活用まで見通した人材育成—（一般財団法人知的財産研究所／知財研フォーラム 2013 冬号（N0.96））2014、pp3～18
- (12) 木村友久、大学における知的財産教育普遍化モデルの紹介—知財の戦略的活用を担う人材育成—（公益社団法人著作権情報センター（CRIC）、月刊コピライト 2015 年 6 月号）2015、pp36～49
- (13) 木村友久、大学における知的財産教育—山口大学における全学必修化の取り組み（産学官連携ジャーナル Vol.11 No.12）2015、pp25～27
- (14) オワタトルコ行進曲 YouTube  
<https://www.youtube.com/watch?v=NNrIIAwIm3I>
- (15) 山口大学シラバス検索システム  
<https://www.kyoumu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/Portal/Public/SyllabusV2/SearchMain.aspx>  
 2025 年度開講知財展開科目  
[https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page\\_id=10763](https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=10763)
- (16) 李鎔璟、産学連携部署の特性を活かした人材育成・教育活動（産学連携学 10 巻 2 号）2014、pp42～52
- (17) 李鎔璟他 5 名、全学必修知財教育の授業改善取り組みとそれによる効果分析（産学連携学 13 巻 1 号）2016、pp125～137
- (18) 李鎔璟他 3 名、全学必修知財教育からの理工系学生対象の知財教育への展開（日本知財学会知財教育分科会 10 周年記念出版「知財教育研究」）2020、pp142～156
- (19) 陳内秀樹他 6 名、知財創造教育の実践事例（産学連携学 18 巻 1 号）2021、pp25～34
- (20) 陳内秀樹他 1 名、山口大学における実質的知財教育の実践と展開（IP ジャーナル 28 号）2024、pp21～29
- (21) 山口大学知的財産センター 知財教育拠点 HP  
[https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page\\_id=1946](https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=1946)
- (22) 内閣府 知財創造教育推進コンソーシアム  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaikyoiku.html>
- (23) 新しいモノ・コトを楽しく創る知財創造教育 未来を創る授業ガイド 小・中・高校対応  
[https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/document/index/2018\\_05\\_hint\\_zentai.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/document/index/2018_05_hint_zentai.pdf)
- (24) 知財創造教育地域コンソーシアム（中国地域）・全国知財創造実践甲子園  
[https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page\\_id=4756](https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=4756)

知財創造実践甲子園

<https://www.facebook.com/IPedu.ChugokuRegion>

(25)特許庁報告書（2025年3月）アントレプレナーシップ教育の一環として行う知財教育の実施等に関する調査研究報告書

[https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/document/creating\\_new\\_value/05.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/document/creating_new_value/05.pdf)

(原稿受領 2025.9.30)